

# 審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 :	古物営業法施行規則
根 拠 条 項 :	第12条第1項
処 分 の 概 要 :	行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	古物営業法第11条第2項(行商従業者証)、同第12条(標識)、古物営業法施行規則第10条(行商従業者証の様式)、同第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	30日
申 請 先 :	営業所を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 (017-723-4211)
備 考 :	